(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と宮崎市や北九州市をはじめとする県内外の各都市等との間における高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において、海側ルート案、山側ルート案及びその中間ルート案の3案による検討が行われている。それぞれ申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、いずれのインターチェンジ間においても、取得必要面積が最も多いものの、周辺地域への利便性が最も優れていること、構造物の延長が最も短いこと、土工バランスが最も良く施工性に優れていること及び経済的にも最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれのインターチェンジ間についても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う二級河川及び市道付替工事の事業計画についても、その位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に一般国道10号及び一般国道388号の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、東九州道沿線の市長等からなる東九州自動車道建設促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　大分県佐伯市役所及び宮崎県延岡市役所

第6　収用又は使用の手続が保留されている起業地　大分県佐伯市大字上岡字角木、字田ノ口、字迫田、字太田、字上岡、字喜八上、字段、字喜八前、字札場、字沖通、字土井ノ外、字中河原及び字外野木、大字稲垣字天神ノ尾、字天神ノ下、字田ノ口、字茶縁ノ下、字長畑ケ、字掃木、字下掃木、字土井ノ内、字鵜ノ木及び字高畑、大字長谷字高畑越、字ナガ谷平、字山際、字元越、字江下、字中島、字沖ノ久保、字入詰、字屋根添、字山柳河原山付、字上井手、字甚五郎迫、字広久保、字ケイトウアン、字屋敷久保、字牛ブチ、字大鶴、字片野、字樋口、字鶴ノ地、字竹ノ脇、字黒岩、字大須田、字亀ノ甲、字工屋、字中ノ迫、字奥ノ谷、字鬼ヶ原、字カバ河内、字天ヶ迫、字小石、字時石、字森ノ木及び字大長瀬、大字堅田字峠、字鳥越、字大越、字黒岩、字栗木鼻、字打ノ久保及び字イテガ平並びに大字青山字申ヶ平、字後口川、字長山、字大久保長山、字猪子ノ元、字岩畑ケ、字天神森、字四ツ天畑、字広畑ケ、字鶴口、字小久保、字大谷ノ尻、字カンノ、字後口畑ケ、字大久保ソラ、字ハカノモト、字ハカノモト源六屋敷ノ上、字源六屋敷、字大久保、字迫ノ前、字屋敷ノ上、字大久保迫、字倉ヶ原、字迫田北平、字久保、字迫田、字迫田頭、字迫田南平、字御屋敷、字門口、字市福所、字中江川、字江川、字江川ノ外、字平原、字原、字井セノ平、字井ヌボヲリ、字シモノ平、字下谷川、字川田、字並、字長久保ノ口、字下平、字太郎ヤシキ、字イサキヤブ、字新平ヤブノ下、字竹添、字ヤブノ下、字新助屋敷前、字天神前、字下天神ノ前、字コヲブリガ谷口、字水車ノ下、字天神ノハキ、字水車向、字岩崎、字森ツル、字カタノ平、字山田上、字上谷川、字ニゴリフチ、字カタノ山ヒラ、字片野ツル、字辰次郎、字鼻次岩下、字次岩ノ下、字猪畑口、字カタノ上、字トヒガ迫、字トヒケサコ、字清水口、字宮ヶ谷、字ヒヤシキ、字桑木原、字仏ノツル、字滝山及び字井手口地内

○関東地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月三日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市田尻二丁目五四七番1地内（ただし、表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月三日

○関東地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月三日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市堀之内二丁目二九三六番から同市堀之内一丁目三一六一番二地先まで（ただし、表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月三日

○海上保安庁告示第三十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百一号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年二月三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番1号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三三度九分三七秒東経一三五度三四分一八秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三三度五二分一六秒東経一三四度四八分五〇秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十三年二月十七日から平成二十三年二月二十一日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　五管区水路通報第四号（平成二十三年一月二十八日発行）により通報